幼児教育・保育の無償化の対象となる施設

区分		(1)認可保育施設など	(2)新制度の私立幼稚園(市内:小倉あさひ幼稚園)		(3)従来型の私立幼稚園(市内:小倉あさひ幼稚園以外の私立幼稚園)		(4)認可外保育施設など	(5)障がい児通園施設
対象施設等		・保育所(園) ・認定こども園 ・新制度に移行した幼稚園 ・小規模保育施設 ・企業主導型保育事業(標準的な利用 料)	<入園している場合>	<預かり保育を利用している場合>	<入園している場合>	<預かり保育を利用している場合>	・認可外保育施設 ・一時預かり ・病児保育 ・ファミリー・サポート・センター(送迎のみの利用を除く)	・児童発達支援・医療型児童発達支援・居宅訪問型児童発達支援・保育所等訪問支援など
0~2歳児	対象	住民税非課税世帯の子ども					市から「保育の必要性の認定」を受けた住民税非課税世帯の子ども	住民税非課税世帯の子ども
	利用料	無償					月額上限42,000円まで無償	自己負担分が無償
3~5歳児	対象	該当するすべての子ども	入園時期に合わせて満3歳から	市から「保育の必要性の認定」を受けた子ども	入園時期に合わせて満3歳から	市から「保育の必要性の認定」を受けた子ども	市から「保育の必要性の認定」を受けた子ども	該当するすべての子ども
	利用料	無償	無償	左記の金額に加え、預かり保育分として利用日数と利用実態に応じて月額上限11,300円まで無償 ※ただし、月額上限額と実負担額(1日あたり450円まで)を比べて低い額が給付対象となります。	通常の教育時間分を月額上限 25,700円まで無償	左記の金額に加え、預かり保育 分として利用日数と利用実態に 応じて月額上限11,300円まで無 償 ※ただし、月額上限額と実負担 額(1日あたり450円まで)を比べ て低い額が給付対象となりま す。	月額上限37,000円まで無償 ※ただし、(2)の施設を利用している 場合は11,300円から預かり保育分とし て無償化される額を差し引いた額を上 限額となります。	自己負担分が無償
認定の手続き		不要	丁とものだめの教育・休月和り	左記の手続きに加え、「子育て のための施設等利用給付認定」 の手続きが必要	「子育てのための施設等利用給付認定」の手続きが必要		「子育てのための施設等利用給付認 定」の手続きが必要	不要
問い合わせ		保育課(内線480)	教育総務課(内線377)		教育総務課(内線377)		○保育課(内線480) ・認可外保育施設 ・一時預かり ○子育て支援課(内線839) ・病児保育 ・ファミリー・サポート・センター	障がい福祉課(内線428)

^{※「(1)}認可保育施設など」に入所している方は、(1)と「(4)認可外保育施設など」を併用した際の利用料は補助対象となりません。